

平成 30 年 3 月 27 日
消 防 庁

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表

消防庁では、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質、消防活動阻害物質について調査検討を行ってきました。

この度、検討の結果を報告書として取りまとめましたので、公表いたします。

【報告書の概要（別添資料参照）】

1 火災危険性を有するおそれのある物質に関する調査検討

調査対象物質に挙げたヒドラジン水和物に対し、危険物確認試験を実施した結果、危険物相当の性状を有していることが分かりましたが、年間生産量等が危険物に追加する条件となる数量未満であったことから、危険物への追加は見送られました。

なお、来年度以降もヒドラジン水和物の年間生産量等については把握していくこととされました。

2 消防活動阻害物質に関する調査検討

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 160 号）により、毒物又は劇物に新たに指定又は除外された物質等 8 物質について調査した結果、新たに消防活動阻害物質として追加及び除外すべき物質はありませんでした。

※[報告書](#)全文については、消防庁ホームページ（www.fdma.go.jp/）に掲載します。



<連絡先>

消防庁危険物保安室

担当：岡澤補佐、山本係長、中原事務官

TEL：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

Mail：kikenbutsuhantei@ml.soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。送信の際には、「@」を「@」に置き換えてください。

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書の概要

1 目的

「火災危険性を有するおそれのある物質」及び「消防活動阻害物質」を早期に把握し、それらの物質の危険性を検証することにより、危険物等の保安の確保に資することを目的として、消防法上の危険物又は消防活動阻害物質に該当するか否かについて検討を行った。

○ 火災危険性を有するおそれのある物質

次のいずれかに該当する物質

- ① 現在、消防法上の危険物に該当しない物質で、火災危険性を有すると考えられる物質
- ② 既に危険物に該当する物質のうち、他の類に属する性状を示すおそれのある物質

○ 消防活動阻害物質

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずる物質で、消防法第9条の3に規定する物質（例：圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の火災危険の大きいガス、シアン化ナトリウム、フッ化水素、アンモニア等の毒物・劇物等）

2 検討会委員名簿(五十音順)

座 長	役 職
田 村 昌 三	東京大学 名誉教授
委 員	役 職
朝 倉 浩 一	慶應義塾大学 理工学部 教授
新 井 充	東京大学 環境安全研究センター 教授
岩 田 雄 策	消防研究センター 危険性物質研究室長
芝 田 育 也	大阪大学 環境安全研究管理センター 教授
鶴 田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部 教授
三 宅 淳 巳	横浜国立大学 先端科学高等研究院 副研究院長・教授
八 木 伊 知 郎	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部 部長

3 検討会開催状況

【第1回検討会】 平成29年5月19日開催

- ・火災危険性を有するおそれのある物質及び消防活動害性物質の調査方法の決定

【第2回検討会】 平成29年9月7日開催

- ・火災危険性を有するおそれのある物質及び消防活動害性物質の候補物質の決定

【第3回検討会】 平成30年3月6日開催

- ・報告書（案）の審議

4 調査検討の結果

火災危険性を有するおそれのある物質に関する調査検討

○ 対象物質の調査・分析

国内外の事故事例のデータベース、化学物質・危険物輸送に関する文献等から火災危険性を有するおそれのある物質を抽出し、流通量、用途等を踏まえ、詳細な調査・分析を行った。

○ 危険物に追加する条件

次の条件①及び②のいずれも満たす場合、危険物に追加する必要がある。

条件①：危険物確認試験において、危険物としての性状を有していること。

条件②：年間生産量等が一定量以上であること。

○ 結論

調査結果に基づき、ヒドラジン水和物について分析を行った結果、上記の条件①は満たすものの、条件②を満たさないことから、ヒドラジン水和物の消防法危険物への追加は見送られた。

なお、来年度以降もヒドラジン水和物の年間生産量等を把握していくこととされた。

一般名称	CAS No.	化学構造式	状態
ヒドラジン水和物	7803-57-8	$H_2NNH_2 \cdot H_2O$	液体

消防活動阻害物質に関する調査検討

○ 対象物質の調査・検討

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成29年政令第160号。以下「改正政令」という。）により、毒物又は劇物に新たに指定又は除外された物質等8物質について、調査を行い対応を検討した。

○ 毒物又は劇物に新たに指定された物質に対する消防活動阻害物質への追加の考え方

消防法上の危険物に該当しない物質で、次の①から④のいずれかに該当する物質のうち、流通量を考慮の上、消防活動阻害物質に追加するか否かを決定する。

- ① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの
- ② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの
- ③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの
- ④ 注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの

○ 結論

調査・検討の結果、改正政令の対象となった物質等のうち、消防活動阻害物質に追加及び除外すべき物質はなかった。